

施 運 第 4 5 号
令和2年(2020年)4月14日

各総合振興局(振興局)保健環境部
保健行政室企画総務課長 様
地域保健室企画総務課長 様
社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局地域福祉課長
保健福祉部福祉局施設運営指導課長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長

「社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について」の一部改正について
このことについては、平成28年9月2日付け福祉第2057号、施運第537号、子ども第1665号で通知したところですが、本庁機構改正に伴い、次のとおり改正したので、通知します。

記

1 改正内容

- (1) 別紙 社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について
施設等を所管する総合振興局(振興局)等からの報告先の本庁担当主幹を本庁担当課長補佐とした。
- (2) 対象施設・事業所一覧表
本庁欄に記載している担当Gの名称を担当係の名称とした。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 送付資料

- (1) 社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について(平成28年9月2日付け福祉第2057号、施運第537号、子ども第1665号)
- (2) 別紙 社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について(改正後)
- (3) 対象施設・事業所一覧表(改正後)
- (4) 参考様式 危機発生状況報告(速報)
- (5) 報告様式1-1 事故等状況報告書

地域福祉課		
保護支援係	内線	25-634
施設運営指導課		
法人運営係	内線	25-213
介護事業指定係	内線	25-226
障がい事業指定係	内線	25-227
介護事業指導係	内線	25-220
障がい事業指導係	内線	25-218
子ども子育て支援課		
保育育成係	内線	25-770
児童相談係	内線	25-772
自立支援係	内線	25-777

改正後

別紙

社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について

保健福祉部福祉局施設運営指導課

対象とする危機

利用者等に危害や損失を与え、又はその恐れのある次の事案を対象とする。

- ① 殺害、爆破などの犯罪予告
- ② 不審者による施設等内への侵入
- ③ その他、外部からの不法行為

危機の発生した
社会福祉施設等

通報 要領

・参考様式「危機発生状況報告(速報)」により、速やかに報告する。
 ・原則として当日中に報告。なお、間に合わない場合は、電話によること。
 ・また、状況の変化(危機の拡大、新たなトラブルの発生など)については、必要に応じ続報として報告すること。

再発防止策等の報告

・速報及び続報後、情報を整理のうえ、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務処理要領」に定める報告様式1-I「事故等発生状況報告書」により、速報から7日以内に報告する。

助言・指導

土日祝日夜間における連絡体制
危機発生が土日祝日夜間で、
人的被害があった場合、又は
想定される場合。

・所管する総合振興局(振興局)等の代表番号に連絡し、転送される警備会社に緊急連絡の伝言を依頼する。

・警備会社からの連絡により、対象施設に内容を確認する。

施設等を所管する総合振興局(振興局)等

電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(直通)
FAX：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・報告受理後、対象施設等及び道庁担当課と24時間連絡がとれる体制を構築(当面、1週間程度)する。
- ・必要に応じ、現地訪問等により助言・指導を行う。

報告

助言・指導

土日祝日夜間
代表電話
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・対象施設等に状況を確認
- ・本庁担当課長補佐に報告

報告

本庁担当課

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通)
FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・報告受理後、所管する振興局と24時間連絡がとれる体制を構築(当面、1週間程度)する。
- ・必要に応じ、総合振興局(振興局)経由又は現地訪問により助言・指導を行う。

土日祝日夜間
本庁担当課長補佐の携帯
(※別途指定)

改正前

別紙

社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について

保健福祉部福祉局施設運営指導課

対象とする危機

利用者等に危害や損失を与え、又はその恐れのある次の事案を対象とする。

- ① 殺害、爆破などの犯罪予告
- ② 不審者による施設等内への侵入
- ③ その他、外部からの不法行為

危機の発生した
社会福祉施設等

通報 要領

・参考様式「危機発生状況報告(速報)」により、速やかに報告する。
 ・原則として当日中に報告。なお、間に合わない場合は、電話によること。
 ・また、状況の変化(危機の拡大、新たなトラブルの発生など)については、必要に応じ続報として報告すること。

再発防止策等の報告

・速報及び続報後、情報を整理のうえ、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務処理要領」に定める報告様式1-I「事故等発生状況報告書」により、速報から7日以内に報告する。

助言・指導

土日祝日夜間における連絡体制
危機発生が土日祝日夜間で、
人的被害があった場合、又は
想定される場合。

・所管する総合振興局(振興局)等の代表番号に連絡し、転送される警備会社に緊急連絡の伝言を依頼する。

・警備会社からの連絡により、対象施設に内容を確認する。

施設等を所管する総合振興局(振興局)等

電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(直通)
FAX：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・報告受理後、対象施設等及び道庁担当課と24時間連絡がとれる体制を構築(当面、1週間程度)する。
- ・必要に応じ、現地訪問等により助言・指導を行う。

報告

助言・指導

土日祝日夜間
代表電話
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・対象施設等に状況を確認
- ・本庁担当主幹に報告

報告

本庁担当課

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通)
FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・報告受理後、所管する振興局と24時間連絡がとれる体制を構築(当面、1週間程度)する。
- ・必要に応じ、総合振興局(振興局)経由又は現地訪問により助言・指導を行う。

土日祝日夜間
担当課グループ主幹の携帯
(※別途指定)

改正後

対象施設・事業所一覧表

施設	事業所	本庁	総合振興局等
生活保護法 救護施設 医療保護施設 授産施設		福祉局地域福祉課 <u>保護支援係</u>	社会福祉課
老人福祉法 老人福祉施設	老人居宅生活支援事業所 ※道・市町村から指定を受けた介護保険事業所と重複しないもの	福祉局施設運営指導課 <u>介護事業指定係</u>	社会福祉課
有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものを除く		福祉局施設運営指導課 <u>障がい事業指定係</u>	
障害者総合支援法 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム (厚生労働省通知) 盲人ホーム	障害福祉サービス事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 移動支援事業所	福祉局施設運営指導課 <u>障がい事業指定係</u>	社会福祉課
児童福祉法 助産施設 母子生活支援施設		子ども未来推進局 子ども子育て支援課 <u>自立支援係</u>	社会福祉課
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 (児童館、児童センターに限る)	児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 <u>児童相談係</u>	
障害児入所施設 児童発達支援センター	一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 <u>保護育成係</u>	
社会福祉法 授産施設 無料低額宿泊所	障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	福祉局施設運営指導課 <u>障がい事業指定係</u>	社会福祉課
社会福祉法 授産施設 無料低額宿泊所		福祉局施設運営指導課 <u>法人運営係</u>	社会福祉課
売春防止法 婦人保護施設		環境生活部くらし安全局 道民生活課女性支援室 <u>男女平等参画係</u>	道立女性相談援助センター
介護保険法 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所 (介護予防含む) ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除く	福祉局施設運営指導課 <u>介護事業指定係</u>	社会福祉課
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※介護サービス提供に係る事故に限る 介護医療院	居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所のうち 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅療養管理指導事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所療養介護事業所 (介護予防含む) ※介護サービス提供に係る事故に限る		企画総務課

改正前

対象施設・事業所一覧表

施設	事業所	本庁	総合振興局等
生活保護法 救護施設 医療保護施設 授産施設		福祉局地域福祉課 <u>生活保護G</u>	社会福祉課
老人福祉法 老人福祉施設 有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものを除く	老人居宅生活支援事業所 ※道・市町村から指定を受けた介護保険事業所と重複しないもの	福祉局施設運営指導課 <u>事業指定G</u>	社会福祉課
障害者自立支援法 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム (厚生労働省通知) 盲人ホーム	障害福祉サービス事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 移動支援事業所	福祉局施設運営指導課 <u>事業指定G</u>	社会福祉課
児童福祉法 助産施設 母子生活支援施設		子ども未来推進局 子ども子育て支援課 <u>自立支援G</u>	社会福祉課
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 (児童館、児童センターに限る)	児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 <u>児童相談G</u>	
障害児入所施設 児童発達支援センター	一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 <u>保育・育成G</u>	
社会福祉法 授産施設 無料低額宿泊所	障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	福祉局施設運営指導課 <u>事業指定G</u>	社会福祉課
社会福祉法 授産施設 無料低額宿泊所		福祉局施設運営指導課 <u>法人運営G</u>	社会福祉課
売春防止法 婦人保護施設		環境生活部くらし安全局 道民生活課女性支援室 <u>男女平等参画G</u>	道立女性相談援助センター
介護保険法 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所 (介護予防含む) ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除く	福祉局施設運営指導課 <u>事業指定G</u>	社会福祉課
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※介護サービス提供に係る事故に限る 介護医療院	居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所のうち 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅療養管理指導事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所療養介護事業所 (介護予防含む) ※介護サービス提供に係る事故に限る		企画総務課

福祉第2057号
施運第573号
子ども第1665号
平成28年9月2日

各総合振興局（振興局）保健環境部
保健行政室企画総務課長
社会福祉課長 様
地域保健室企画総務課長

保健福祉部福祉局福祉援護課長
保健福祉部福祉局施設運営指導課長
保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長

社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について

本年7月末に神奈川県相模原市で発生した障害者支援施設における殺傷事件を受け、道では、平成28年7月27日付け施運第428号により各社会福祉施設等に対し、施設の管理・防犯体制の強化など、入所者等の安全確保について注意喚起しているところです。

社会福祉施設等の事故発生時の連絡体制については、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定められているところですが、殺害、爆破などの犯罪予告など、利用者等に危害や損失を与え、又はその恐れのある事案については、明確に定められていないことから、社会福祉施設等におけるこうした事案発生時の連絡体制等について、今般、別紙のとおり定めましたので、所管する対象施設に周知するとともに、対応についてよろしくお願ひします。

記

送付資料

- 1 別紙 社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について
- 2 対象施設・事業所一覧表
- 3 参考様式 危機発生状況報告（速報）
- 4 報告様式1-1 事故等状況報告書

福祉援護課生活保護グループ 担当：主査[保護]山崎 内線 25-629
施設運営指導課法人運営グループ 担当：主査[社会福祉法人]藤田 内線 25-213
事業指定グループ 担当：主査[介護]北原 内線 25-227
事業指導グループ 担当：主査[介護]平出 内線 25-220
子ども子育て支援課子育て支援グループ 担当：主査[障がい]小助川 内線 25-220
子ども子育て支援課子育て支援グループ 担当：主査[新制度]丸田 内線 25-767
児童相談グループ 担当：主査[社会的養護]石川 内線 25-774
自立支援グループ 担当：主査[ひとり親対策]阿保 内線 25-777

社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について

保健福祉部福祉局施設運営指導課

対象とする危機

利用者等に危害や損失を与え、又はその恐れのある次の事案を対象とする。

- ① 殺害、爆破などの犯罪予告
- ② 不審者による施設等内への侵入
- ③ その他、外部からの不法行為

危機の発生した 社会福祉施設等

速報

- ・参考様式「**危機発生状況報告(速報)**」により、速やかに報告する。
- ・原則として当日中に報告。なお、間に合わない場合は、電話によること。
- ・また、状況の変化(危機の拡大、新たなトラブルの発生など)については、必要に応じ続報として報告すること。

再発防止策等の報告

- ・速報及び続報後、情報を整理のうえ、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務処理要領」に定める**報告様式1-1「事故等発生状況報告書**」により、速報から7日以内に報告する。

助言・指導

土日祝日夜間における連絡体制 危機発生が土日祝日夜間で、 人的被害があった場合、又は 想定される場合。

- ・所管する総合振興局(振興局)等の代表番号に連絡し、転送される警備会社に緊急連絡の伝言を依頼する。

- ・警備会社からの連絡により、対象施設に内容を確認する。

施設等を所管する総合振興局(振興局)等

電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(直通)

FAX：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・報告受理後、対象施設等及び道庁担当課と24時間連絡がとれる体制を構築(当面、1週間程度)する。
- ・必要に応じ、現地訪問等により助言・指導を行う。

報告

助言・指導

土日祝日夜間

代表電話

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・対象施設等に状況を確認
- ・本庁担当課長補佐に報告

報告

本庁担当課

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通)

FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

対応

- ・報告受理後、所管する振興局と24時間連絡がとれる体制を構築(当面、1週間程度)する。
- ・必要に応じ、総合振興局(振興局)経由又は現地訪問により助言・指導を行う。

土日祝日夜間

本庁担当課長補佐の携帯
(※別途指定)

対象施設・事業所一覧表

施設	事業所	本 庁	総合振興局等
生活保護法 救護施設 医療保護施設 授産施設		福祉局地域福祉課 保護支援係	社会福祉課
老人福祉法 老人福祉施設	老人居宅生活支援事業所 ※道・市町村から指定を受けた介護保険事業所と重複しないもの	福祉局施設運営指導課 介護事業指定係	社会福祉課
有料老人ホーム 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものを除く		福祉局施設運営指導課 障がい事業指定係	
障害者総合支援法 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム (厚生労働省通知) 盲人ホーム	障害福祉サービス事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 移動支援事業所	福祉局施設運営指導課 障がい事業指導係	社会福祉課
児童福祉法 助産施設 母子生活支援施設		子ども未来推進局 子ども子育て支援課 自立支援係	社会福祉課
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 児童相談係	
保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 (児童館、児童センターに限る)	一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業	子ども未来推進局 子ども子育て支援課 保育育成係	
障害児入所施設 児童発達支援センター	障害児通所支援事業所 障害児相談支援事業所	福祉局施設運営指導課 障がい事業指導係	
社会福祉法 授産施設 無料低額宿泊所		福祉局施設運営指導課 法人運営係	社会福祉課
売春防止法 婦人保護施設		環境生活部くらし安全局 道民生活課女性支援室 男女平等参画係	道立女性相談援助センター
介護保険法 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所 (介護予防含む) ※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除く	福祉局施設運営指導課 介護事業指導係	社会福祉課
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※介護サービス提供に係る事故に限る 介護医療院	居宅介護支援事業所 居宅サービス事業所のうち 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 居宅療養管理指導事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所療養介護事業所 (介護予防含む) ※介護サービス提供に係る事故に限る		企画総務課

危機発生状況報告（速報）

年 月 日

事業者名

所在地

代表者氏名

危機の種別	発生日時
発生場所	【施設(事業所)名】 【施設種別】 【住所】
危機の概要	1 概要 2 被害の状況 3 施設(事業所)の対応 4 その他
参考事項	

事故等発生状況報告書

平成 年 月 日

〇〇（総合振興局又は振興局）長 様

法人所在地
法人名称
代表者氏名

1 事故等が発生した施設・事業所

- (1) 種 別
- (2) 名 称
- (3) 所在地

2 事故等の分類

該当する□にチェックを入れること

利用者処遇等に関するもの	施設・事業所及び役職員に関するもの
<input type="checkbox"/> 死亡事故 <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 失踪・行方不明 <input type="checkbox"/> 骨折・打撲・裂傷等 <input type="checkbox"/> 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬	<input type="checkbox"/> 不法行為 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不適切な会計処理 <input type="checkbox"/> 不法行為等
	そ の 他
	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 事件報道が行われた場合等 <input type="checkbox"/> その他必要と認められる場合

3 事故等の概要

4 事故等の発生日時・場所

- (1) 日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)
- (2) 場所

5 施設等が事故等を認知した日時及び家族への対応等

- (1) 事故認知日時 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)
- (2) 認知した経緯
- (3) 家族への連絡 年 月 日 (午前・午後) 時 分 (頃)
氏名 (続柄)

※児童福祉施設等のうち道が実施機関の場合のみ記載すること			
(1) 総合振興局等あて	年 月 日	(午前・午後)	時 分 (頃)
(2) 所管児童相談所あて	年 月 日	(午前・午後)	時 分 (頃)
(3) 保護者等あて	年 月 日	(午前・午後)	時 分 (頃)

6 被害者等の状況（(4)(5)は児童福祉施設等のうち道が実施機関の場合のみ記載すること）

(1) 被害を受けた利用者又は職員等の氏名等

住 所

(職)氏名 (男・女) 年 月 日生 (歳)

※身体の状況（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の状況等）

①等級

③障がい名等

②部位

④要介護度・障害者区分

(2) 傷病名等

①傷病名・部位

②傷病の程度 全治 日(月)

(3) 入所・利用開始(採用)年月日 年 月 日

(4) 保護者氏名

(5) 所管児童相談所名 ○○児童相談所

7 当該事故関係者の状況

(1) 当該事故関係者の住所・氏名

住 所

(職)氏名 (男・女) 年 月 日生 (歳)

※身体の状況（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の状況等）

①等級

③障がい名等

②部位

④要介護度・障害者区分

(2) 採用(入所・利用開始)年月日(職員の場合は略歴を添付) 年 月 日

8 施設・事業所の対応(対処の方法、受診医療機関、治療内容、損害賠償等)

(1) 事故発生時

(2) 今後

9 事故の原因分析及び再発防止策(今後の類似事案に対する取組みを具体的に記載すること)

(1) 原因

(2) 再発防止策

10 前回事故発生年月日 年 月 日

連絡先
担当者

- 注) ・報告書提出時に確定していない事項があれば、その旨記載し、別途報告すること。
・施設等において本報告とは別に作成している事故報告書、事故防止委員会等の記録の写しを添付すること。
・保育所(認可外含む)及び幼保連携型認定こども園については、平成27年2月23日付け子ども第2364号保健福祉部子ども未来推進局参事通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」の報告対象となる重大事故であって、当該通知に基づき既に事故報告を行っている場合に限り、上記項目のうち3、4、8及び9の記載を省略して差し支えない(当該事故報告(写)を添付すること)。